

# 一般社団法人日本 FID バスケットボール連盟 理事会規定

## 第1条〔目的〕

この規程は、「一般社団法人日本 FID バスケットボール連盟定款」（以下「定款」という）に基づき、一般社団法人日本 FID バスケットボール連盟（以下「この法人」という）の理事会の組織、権限及び運営に関する事項について定める。

## 第2条〔開催〕

- (1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- (2) 通常理事会は、原則として3ヶ月に1回開催する。
- (3) 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。
- (4) 理事会はインターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。

## 第3条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

## 第4条〔役員任期等〕

- (1) 理事及び監事を役員といい、役員は互選において選任する。
- (2) 役員任期は前任者の任期満了日から選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は連続4期まで（期の途中で就任した場合はその期を含めない）とする。

## 第5条〔招集〕

- (1) 理事会は会長が招集する。ただし会長に事故あるときまたは欠けたときは、副会長・専務理事の順にその任にあたり、さらに副会長及び専務理事がこれにあたることのできないときは、各理事が招集することができる。
- (2) 前項により現に招集権を持たない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集す

ることができる。

- (4) 監事は、必要があると認めるときは、第1項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。

#### 第6条〔議長〕

- (1) 理事会の議長は、会長または会長が予め指定した副会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けた場合または会長に事故がある場合は、代表理事である副会長・その他の副会長（複数いる場合は年長者）・専務理事の順にその任にあたり、さらに副会長及び専務理事がこれにあたることができないときは、出席した理事の互選により議長を定める。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。

#### 第7条〔権限〕

- (1) 理事会は、この法人の業務執行のために次の事項を決議する。
- ① 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
  - ② 専門委員会の委員長及び委員の選任及び解任
  - ③ 事業報告及び計算書類ならびにこれらの附属明細書、財産目録の承認
  - ④ 重要な会計方針の変更
  - ⑤ 重要な規程の制定及び改廃
  - ⑥ 訴訟の提起、その取下、和解、調停、請求の放棄・認諾、上訴、その取下その他訴訟に関する事項
  - ⑦ 国内外におけるバスケットボール競技会の実施に関する事項
  - ⑧ 日本代表チームのヘッドコーチ及びスタッフの選定
  - ⑨ スポンサー契約に関する事項
  - ⑩ 上記の他定款に規定する事項、基本規程に特段の定めのある事項及びこの法人の重要な業務執行に関する事項
- (2) 理事会は、本連盟の日常業務のほか、前項に規定する事項のうち、緊急の処理が求められる案件について、理事会で議決すべきものとして法令または定款で定められた事項を除き、幹部会に決議を委任することができる。
- (3) 理事会は、理事の職務の執行を監督する。

#### 第8条〔招集通知〕

- (1) 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- (2) 会長は、前項の書面による通知に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、緊急の必要がある場合は、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。

#### 第9条〔定足数及び決議要件〕

- (1) 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (2) 理事会の議決は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### 第10条〔報告の省略〕

- (1) 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

#### 第11条〔監事の出席〕

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

#### 第12条〔関係者の出席〕

- (1) 会長は、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

#### 第13条〔議事録〕

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事が記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、出席した他の理事も記名押印する。

#### 第14条〔報告事項〕

- (1) 会長、副会長及び専務理事は、半期に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- (2) 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。
- (3) 理事が第16条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### 第15条〔理事会に関する事務〕

理事会に関する事務は、この法人の専務理事が統括する。

#### 第16条〔法令等の読替え〕

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

#### 第17条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

#### 第18条〔施行〕

本規程は、平成29年12月29日から施行する。